

草津市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条の社会福祉法人(以下「法人」という。)について、その法人運営が関係法令および通知に基づき適正に行われているかどうかを明らかにし、必要な指導または改善の措置を講ずるために行う同法第56条第1項の規定に基づく指導監査の実施に関し必要な事項を定めることにより、社会福祉事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添の社会福祉法人指導監査実施要綱(以下「実施要綱」という。)別紙「指導監査ガイドライン」のほか、前回の指導監査における問題点を十分に考慮して、年度毎の基本方針を立てて実施するものとする。

2 指導監査においては、法人が自立・自律的経営や福祉人材の育成等、福祉の増進に資する自主的な取り組みを行うよう、法人育成に向けた指導を行うものとする。

3 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的な指導監査に陥ることのないよう配慮するものとする。

(実施機関)

第3条 指導監査は、健康福祉部健康福祉政策課の職員で編成する指導監査班が実施する。ただし、必要に応じて関係課の職員および専門的知識を有する者を含めることができる。

2 指導監査の実施に当たっては、社会福祉施設(以下「施設」という。)の指導監査を担当する滋賀県と十分に連携するものとする。

3 指導監査は、滋賀県が行う施設の指導監査と同時に行うことができる。

(指導監査の対象法人および対象業務)

第4条 指導監査の対象とする法人は、主たる事務所が本市の区域内にある法人であって、その行う事業が本市の区域を超えないものとする。

2 指導監査の対象とする業務は、法人の運営および会計とする。ただし、実施要綱4(1)または(2)に掲げる場合にあっては、会計管理に関する監査事項を省略することができるものとする。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査は、一般監査と特別監査とし、社会福祉法人に出向いて行う実地監査を原則とする。

(一般監査)

第6条 一般監査は、第2条第1項の基本方針に基づき、法人の運営全般について1年に1回以上行うものとする。ただし、特に大きな問題が認められない法人については3年

に1回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法人運営および法人が経営する事業に関して問題が認められない法人で、会計監査報告等が実施要綱3(2)アからウまでに掲げる場合であって、当該法人の財務の状況の透明性および適正性ならびに当該法人の経営組織の整備およびその適切な運用が確保されていると判断される場合は、実施要綱3(2)アからウまでに掲げる周期まで延長することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、法人運営および法人が経営する事業に関して問題が認められない法人のうち、第2項に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般監査の実施を4年に1回とすることができる。

(1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていることまたはISO9001の認証取得施設を有していること。

(2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

(3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(特別監査)

第7条 特別監査は、一般監査の結果必要があると認めた場合等に、随時行うものとする。

(実施計画)

第8条 一般監査の実施に当たっては、毎年度当初に実施計画を定めるものとする。

(実施方法)

第9条 指導監査の実施は、次によるものとする。

(1) 実施日および担当職員名を明示し、法人の代表者あて事前に通知するものとする。

(2) 法人の運営状況をあらかじめ把握するため、別に定める指導監査調書を事前に提出させるものとする。

(3) 指導監査は、公平公正を旨とした指導的態度で行い、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

(4) 指導監査終了後、法人の代表者および関係職員に対し、講評を行うものとする。

(実施後の措置)

第10条 指導監査を実施した職員は、速やかにその結果を復命することとし、関係課等へ合議するものとする。

2 指導監査の結果、改善を要する事項がある場合は、法人の代表者に通知するとともに、期限を定めて改善状況または改善計画を報告させるものとし、必要がある場合は、改善状況について確認のための再調査を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。